

I R事業者が実施した取組についての意見（案）

資料 4

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 1 / 3

要求基準		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
要求基準 1	1～5号施設に関する政令要件への適合	・ I R事業の工程については、2030年秋頃の開業をめざし、令和7年度（2025年度）は各 I R施設の詳細設計等を完了し、令和7年（2025年）4月に建設工事に着手するなど、認定区域整備計画に記載した I R事業の工程に沿って、着実に進められている。 ・ I Rは新たな法制度に基づく国内初の事業であり、大規模な施設群の設計・建設や各種調整は複雑かつ多岐に渡るものでもあるところ、I R事業者は、大阪府・市、中核株主、協力企業等と十分に連携・協力することで、着実に建設工事等を進めており、I R事業の工程の進捗に大きく寄与している。 ・ 各 I R施設の詳細内容等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した各 I R施設の計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。
要求基準 2	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	・ カジノ施設については、カジノ施設の数が増えず、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が I R整備法施行令第6条に規定する面積を超えない範囲で、詳細設計等が完了し、建設工事が着実に進められている。
要求基準 3	I R区域の一体的な管理	・ 立体横断施設の設置については、I R区域が I R施設を設置する一団の土地の区域として I R事業者により一体的に管理されるものとして、詳細設計等が完了しており、令和6年度から継続して道路占用その他の行政協議等が着実に進められている。
要求基準 4	I R施設を確実に設置できる根拠（I R区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性	・ 事業費の増加に伴う追加の資金調達について、中核株主による出資額の増額により対応するとともに、本事業の実施に必要な資金需要について、中核株主による出資及び融資契約に基づく消費税ローンの借入実行により適切に対応がなされ、着実に投資が進められている。 ・ インフレに伴う資材価格高騰、人手不足や建設労働需給の逼迫等が継続しているところ、特に、大規模で難易度の高い施工が見込まれる I R建設工事では、必要となる建設技能労働者や資機材等を確保する上で建設コスト高騰の影響を受けやすい状況にあると見込まれるため、引き続き、市場動向を注視していく必要がある。
要求基準 5	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	—
要求基準 6	地域における合意形成の手続	—
要求基準 7	I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	・ 個人情報に関わるコンプライアンス体制の整備を実施するなど、認定区域整備計画に記載した基本的な考え方に沿って取組を推進しており、令和7年度においても、監査人監査及び内部監査が適切に実施されている。
要求基準 8	I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除	・ I R事業の実施に当たっては、I R事業者は、I R関係法令等の遵守はもとより、カジノ免許を申請・取得していない段階においても、カジノ免許の申請・取得後に適用される規定等も踏まえ、各種契約の相手方から反社会的勢力を排除するための十分な措置等を行うことが求められるところ、令和6年11月に設立された「大阪 I R工事暴力団等排除協議会」において、I R事業者、中核株主、工事請負業者等が中心となって、大阪府・市及び大阪府警察とも連携し、同協議会会員に対する研修会等を実施するなど、反社会的勢力を排除するための有効な取組等が着実に実施されている。 ・ 大阪府・市及び大阪府警察としても、引き続き、I R事業からの反社会的勢力の排除に連携・協力して取り組むとともに、十分かつ適切な措置等が図られるよう I R事業者に対して必要な指導・助言を行っていく。

I R事業者が実施した取組についての意見（案）

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 2 / 3

要求基準		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
要求基準9	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと	—
要求基準10	I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性	・バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナルの詳細内容等については、詳細設計を踏まえながら今後の施設整備において具体化していくこととなるが、I R区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性向上に向け、バス及び船舶需要も見据えながら関係事業者との情報交換を実施するなど、運営の検討に向けて取組が進められている。
要求基準11	カジノ事業の収益がI R事業に活用されることにより、I R事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること	・必要となる詳細設計等や建設工事を実施する上で、専門性が確保された適切な事業実施体制や株主及び協力会社からの支援体制が構築される等、I R事業がI R事業者により一体的かつ継続的に行われるために必要な措置が適切に図られている。 ・I R事業の実施に当たっては、I R事業者は、I R関係法令等の遵守はもとより、カジノ免許を申請・取得していない段階においても、カジノ免許の申請・取得後に適用される規定等も踏まえ、各種契約の相手方から反社会的勢力を排除するための十分な措置等を行うことが求められるところ、令和6年11月に設立された「大阪I R工事暴力団等排除協議会」において、I R事業者、中核株主、工事請負業者等が中心となって、大阪府・市及び大阪府警察とも連携し、反社会的勢力を排除するための有効な取組等が着実に実施されている。 ・大阪府・市及び大阪府警察としても、引き続き、I R事業からの反社会的勢力の排除に連携・協力して取り組むとともに、十分かつ適切な措置等が図られるようI R事業者に対して必要な指導・助言を行っていく。
要求基準12	設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携	—
要求基準13	I R事業者が会社法に規定する会社であること、I R事業の専業	・I R事業者は、専らI R事業を行うことを目的とする会社法に規定する株式会社として、当該目的の範囲で、適切にI R事業及び附帯事業を実施している。
要求基準14	I R事業者によるI R施設の所有	・認定区域整備計画に記載したI R事業の工程に沿って、詳細設計等が完了し、令和7年4月に建設工事に着手するとともに、必要となる関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。
要求基準15	I R事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること	・ギャンブル等依存症対策については、引き続き、大阪府・市及び関係者と連携・協力し、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等に対する十分な理解の下、これらも踏まえながら、I R開業に向け適時に対策内容を具現化していくことが重要である。今後、開業準備の実施に向け、依存防止規程の策定や当該規程に基づく入場者及び家族の申し出等による利用制限措置などの具体的な取組内容について、大阪府・市と連携及び協議しながら、具体化していく必要がある。 ・治安・地域風俗環境対策については、防犯上の観点も踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了し、各I R施設の建設工事等が進められているが、引き続き、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関と協力しながら、I R開業に向けた事業の進捗に合わせて、対策内容を具体化していくことが重要である。

IR事業者が実施した取組についての意見（案）

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 2 / 3

要求基準		IR事業者が実施した取組についての意見（案）
要求基準16	カジノ事業収益を活用した、IR事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性	—
要求基準17	認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途	—
要求基準18	IR区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠	・ 事業の進捗に合わせて、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるMICE需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワンMICEの強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組むほか、設定した見込みを達成するための具体的な取組を進めることが重要である。 ・ IR事業が観光立国実現に向けた公共政策であることを強く認識し、公共性の高いMICEや送客機能等について、早い段階から、充実した実施体制を構築し、各ステークホルダーとのネットワーク構築や催事誘致等を進めることで、公共政策としての意義・信頼を確保していくことが重要である。 ・ 開業準備段階に向け、今後、MICEにおけるプレセールス活動の実施やマーケティング戦略の作成等の取組が推進されることにより、大阪IRにおけるオールインワンMICE機能の優位性の発信・定着や、国内外の主催者・PCO等とのネットワーク形成、IR開業に向けた需要獲得が進むことを期待している。また、アフターコロナにおけるMICE開催形式・需要構造の変化や国際競争環境等も注視しながら、誘致ターゲットや営業戦略の更なる具体化を図り、具体的な取組を一層進めていくことが重要である。
要求基準19	都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること	—

I R事業者が実施した取組についての意見（案）

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 1 / 3

要求基準		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
評価基準 1	コンセプトが明確で優れていること	- 認定区域整備計画に記載した意義・目標及びコンセプトに沿って、各 I R施設の建設工事その他の事業の進捗が図られている。 - I R事業の工程については、2030年秋頃の開業をめざし、令和 7 年度（2025年度）は各 I R施設の詳細設計等を完了し、令和 7 年（2025 年）4 月に建設工事に着手するなど、認定区域整備計画に記載した I R事業の工程に沿って、着実に進められている。 - I Rは新たな法制度に基づく国内初の事業であり、大規模な施設群の設計・建設や各種調整は複雑かつ多岐に渡るものでもあるところ、I R事業者は、大阪府・市、中核株主、協力企業等と十分に連携・協力することで、着実に建設工事等を進めており、I R事業の工程の進捗に大きく寄与している。 - I R事業実現に向けた課題についても、大阪府・市と連携しながら、解決に向けた各種取組が着実に進められている。
評価基準 2	建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること	- 認定区域整備計画に記載した外観・内装等の方針やゾーニング及び建築物の配置計画に沿って、各 I R施設の詳細設計等を完了し、建設工事が着実に進められている。 - フェスティバルパーク・イノベーションパークについては、大阪府・市と継続して協議の上、I R開業後の再投資も含め、来訪者の利便性・回遊性の向上やウォーターフロント空間における賑わい創出の観点から、整備内容の更なる充実を図ること。 - 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に当たっては、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の内容を十分に踏まえるとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、着実に具体化を図ることが重要である。
評価基準 3	これまでにないスケールを持つこと	詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した各 I R施設の計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。
評価基準 4	ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること	ユニバーサルデザイン・多文化共生の考え方が反映された I Rの実現に当たっては、I R施設の建物設計だけでなく、内装・設備、案内表示、ソフト面等を含む総合的な取組が重要であり、I R開業に向けた施設整備等の進捗に応じ、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、取組内容の更なる充実が必要である。
評価基準 5	M I C Eビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと	- 国際会議場施設及び展示等施設の詳細内容等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。 - 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に当たっては、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の内容を十分に踏まえるとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、着実に具体化を図ることが重要である。
評価基準 6	重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと	- 国際会議場施設及び展示等施設の詳細内容等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。 - 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に当たっては、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の内容を十分に踏まえるとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、着実に具体化を図ることが重要である。
評価基準 7	M I C Eのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること	- 国際会議場施設及び展示等施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。 - 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に当たっては、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の内容を十分に踏まえるとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、着実に具体化を図ることが重要である。 - 開業準備段階に向け、今後、M I C Eにおけるプレセールス活動の実施やマーケティング戦略の作成等の取組が推進されることにより、大阪 I RにおけるオールインワンM I C E機能の優位性の発信・定着や、国内外の主催者・P C O等とのネットワーク形成、I R開業に向けた需要獲得が進むことを期待している。また、アフターコロナにおけるM I C E開催形式・需要構造の変化や国際競争環境等も注視しながら、誘致ターゲットや営業戦略の更なる具体化を図り、具体的な取組を一層進めていくことが重要である。

I R事業者が実施した取組についての意見（案）

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 2 / 3

要求基準		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
評価基準 8	日本の魅力をこれまでにないウオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	- 魅力増進施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。 - 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に当たっては、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の内容を十分に踏まえるとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、着実に具体化を図ることが重要である。
評価基準 9	各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	- 送客施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。 - 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に当たっては、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の内容を十分に踏まえるとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、着実に具体化を図ることが重要である。
評価基準 10	客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること	- 宿泊施設の詳細内容等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。 - 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に当たっては、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の内容を十分に踏まえるとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、着実に具体化を図ることが重要である。
評価基準 11	レストランなどの飲食サービス等が優れていること	- 宿泊施設の飲食サービスやその他付帯サービスの詳細内容等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。 - 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に当たっては、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の内容を十分に踏まえるとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、着実に具体化を図ることが重要である。
評価基準 12	事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	—
評価基準 13	コンテンツ等が国際競争力と高いウオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	- 来訪及び滞在寄与施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。 - 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に当たっては、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の内容を十分に踏まえるとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、着実に具体化を図ることが重要である。
評価基準 14	I R全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること	- カジノ施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。 - 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に当たっては、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の内容を十分に踏まえるとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見も適切に反映させながら、着実に具体化を図ることが重要である。
評価基準 15	国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること	バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナルの詳細内容等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において更に具体化していくこととなるが、詳細設計の進捗等に伴う一部規模・諸室配置等の見直しについて、政令要件の適合に影響するものではなく、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って詳細設計等が完了しており、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進められている。
評価基準 16	交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること	—

I R事業者が実施した取組についての意見（案）

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 3 / 3

要求基準		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
評価基準17	M I C E件数や観光客の増加が大きく見込まれること	- 事業の進捗に合わせて、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるM I C E需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワンM I C Eの強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組むほか、設定した見込みを達成するための具体的な取組を進めることが重要である。 - I R事業が観光立国実現に向けた公共政策であることを強く認識し、公共性の高いM I C Eや送客機能等について、早い段階から、充実した実施体制を構築し、各ステークホルダーとのネットワーク構築や催事誘致等を進めることで、公共政策としての意義・信頼を確保していくことが重要である。 - 開業準備段階に向け、今後、M I C Eにおけるプレセールス活動の実施やマーケティング戦略の作成等の取組が推進されることにより、大阪 I RにおけるオールインワンM I C E機能の優位性の発信・定着や、国内外の主催者・P C O等とのネットワーク形成、I R開業に向けた需要獲得が進むことを期待している。また、アフターコロナにおけるM I C E開催形式・需要構造の変化や国際競争環境等も注視しながら、誘致ターゲットや営業戦略の更なる具体化を図り、具体的な取組を一層進めていくことが重要である。
評価基準18	来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること	中核株主による出資及び融資契約に基づく消費税ローンの借入実行により、本事業の実施に必要な資金需要について適切に対応がなされ、着実に投資が進められている。
評価基準19	2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること	事業の進捗に合わせて、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるM I C E需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワンM I C Eの強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組むほか、設定した見込みを達成するための具体的な取組を進めることが重要である。
評価基準20	I R事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること	必要となる設計・建設等業務を実施する上で、専門人材を有する中核株主や豊富な実績と専門的知見を有した建設会社等からの十分な支援体制が構築されるとともに、M G M大阪株式会社の代表取締役による指揮命令・意思決定の下、中核株主により設計・建設会社の業務遂行の監督が行われる等、適切な役割分担と連携を図りながら適切に業務が遂行されている。
評価基準21	財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること	- 事業費の増加に伴う追加の資金調達について、中核株主による出資額の増額により対応するとともに、本事業の実施に必要な資金需要について、中核株主による出資及び融資契約に基づく消費税ローンの借入実行により適切に対応がなされ、着実に投資が進められている。 - インフレに伴う資材価格高騰、人手不足や建設労働需給の逼迫等が継続しているところ、特に、大規模で難易度の高い施工が見込まれる I R建設工事では、必要となる建設技能労働者や資機材等を確保する上で建設コスト高騰の影響を受けやすい状況にあると見込まれるため、引き続き、市場動向を注視していく必要がある。
評価基準22	防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること	防災・減災対策等の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、大阪府・市その他関係者と密接に連絡・調整を図りながら、詳細設計等が完了し、着実に建設工事等が進められている。
評価基準23	地域との良好な関係構築があること	大阪府・市と連携・協力し、引き続き、地域における大阪 I Rに対する理解促進と良好な関係の構築に継続的に努めていくことが重要である。
評価基準24	カジノ事業収益を十分活用して、I R事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと	—
評価基準25	カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること	大阪府・市等と連携・協力するとともに、入退場管理、カジノ施設の監視・警備、依存症対策等の適切な実施や防犯上の観点等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、カジノ施設及び I R施設の詳細設計等が完了し、関係者との工事調整や行政協議等を行いながら、建設工事が着実に進捗している。

I R事業者が実施した取組についての意見（案）

○認定条件に係る取組の状況

認定条件		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
1	カジノ施設やI R全体の建築物のデザイン	- 認定条件に対する対応方針を踏まえて詳細設計等が完了し、建設工事が進められているが、引き続き、夢洲の立地特性や事業費・事業工程等への影響も総合的に勘案しつつ、日本らしいデザインの強みをより感じられるような空間形成が図られるよう、現在検討が進められている開業に向けた運営計画等の検討内容を踏まえながら、今後の施設整備、内装・設備等の設計において具体化していくことが重要である。 - フェスティバルパーク・イノベーションパークについては、大阪府・市と継続して協議の上、I R開業後の再投資も含め、来訪者の利便性・回遊性の向上やウォーターフロント空間における賑わい創出の観点から、整備内容の更なる充実を図ること。
2	推計値に用いる各種データの精緻化と推計値の実現に向けた取組 外国人来訪者客増加	- M I C E・来訪者需要や大阪I Rの立地に伴う波及効果の推計については、I R事業者において統計情報、既存施設での実績・知見等を踏まえて推計されているもので、大阪府・市や専門コンサルタントによる重層的・多角的な検証も経た合理的かつ実現可能な推計であると認識しているが、事業の進捗に合わせて、引き続き、前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認していくとともに、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるM I C E需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワンM I C Eの強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組んでいくことが重要である。 - 開業準備段階に向け、今後、M I C Eにおけるプレセールス活動の実施やマーケティング戦略の作成等の取組が推進されることにより、大阪I RにおけるオールインワンM I C E機能の優位性の発信・定着や、国内外の主催者・P C O等とのネットワーク形成、I R開業に向けた需要獲得が進むことを期待している。また、アフターコロナにおけるM I C E開催形式・需要構造の変化や国際競争環境等も注視しながら、誘致ターゲットや営業戦略の更なる具体化を図り、具体的な取組を一層進めていくことが重要である。
3	カジノ事業収益の非カジノ事業への投資 幅広い来訪者の集客実現	—
4	地盤沈下対策 液状化対策 土壌汚染対策	- 地盤沈下対策については、沈下解析等を踏まえた対策の詳細内容を検討の上、建物構造計画に反映させた詳細設計等が完了しており、液状化対策についても、令和5年12月の工事着手以降、施工計画等に沿って順調に進捗しており、I R事業への影響が懸念される状況にはない。 - また、令和2年度から実施されているI R区域外周の道路工事等については計画どおり完了（万博後に整備する計画部分を除く。）し、地中障害物撤去工事についても令和7年度に完了したほか、液状化対策工事、土壌汚染対策工事及び建設工事についても順調に進捗しており、土壌汚染について施工計画及び工事工程に影響を及ぼすような新たな事象の判明が懸念されるような状況にはない。
5	地域との良好な関係構築	大阪府・市と連携・協力し、引き続き、地域における大阪I Rに対する理解促進と良好な関係の構築に継続的に努めていくことが重要である。
6	依存防止対策	引き続き、大阪府・市及び関係者と連携・協力し、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等に対する十分な理解の下、これらも踏まえながら、I R開業に向け適時に対策内容を具現化していくことが重要である。今後、開業準備の実施に向け、依存防止規程の策定や当該規程に基づく入場者及び家族の申し出等による利用制限措置などの具体的な取組内容について、大阪府・市と連携及び協議しながら、具体化していく必要がある。
7	その他	各I R施設のコンテンツ等の創出に当たっては、事業の進捗に応じて、専門的な部門が設置され、中核株主や協力企業の知見・ノウハウも活かしながら、来訪者の体験価値を重視した前向きな議論が進められていくものと考えており、日本らしさを活かしつつ、大阪I Rのコンセプトである“WOW” N e x tの具現化に資するような新しいコンテンツ等の創出についても期待している。

○その他

項目	I R事業者が実施した取組についての意見（案）
著作権等の権利処理に係る再発防止の実施	I R事業者からの委託契約に基づいて事業遂行に必要な各種実務を実際に担っている中核株主等での取組を中心に、令和7年度においては適切に再発防止が図られているが、引き続き、アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、I R事業者においても、事業の進捗に応じて必要となる著作権等の権利処理状況の確認プロセスや社内規定等の整備・運用を進め、再発防止に徹底して取り組むこと。